

議事要旨(6) 日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて(案)について

西川副委員長より「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて(案) CCSR の同等性評価に関する技術的助言を踏まえて 」については、企業会計制度を巡る最近の内外の情勢を踏まえ、EU における第三国基準の同等性評価の検討に資することを目的に、ASBJ におけるコンバージェンスに対する現時点の取組みを明らかにするために作成されたものであり、今まで非公開の場で検討を重ねてきたが、今回の委員会です承された場合、できるだけ速やかに公表する予定であることが説明された。

引き続き、新井専門研究員より、表記文書の文案の説明が行われた。文書全体の構成に基づき、まず、会計基準のコンバージェンスに向けて当委員会が国際会計基準審議会(IASB)との間で進めてきた共同プロジェクトの進捗状況の説明が行われた上で、第1フェーズの追加検討項目案として資産除去債務、工事契約、金融商品の公正価値開示の3点をIASBに提案する予定であることが説明された。そして、2005年7月の欧州証券規制当局委員会(CCSR)が第三国基準の同等性評価に関する技術的助言で示した補完措置の項目(金融機関の不良債権の開示、保険契約における異常危険準備金関係の追加開示を除く)について、現状の概観に併せて2008年時点でのコンバージェンスの達成状況について、項目ごとに現時点における見通しも説明された。(なお、具体的な内容については、1月31日に公表しました「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて」をご参照頂きたい。)

その中で、今回、IASB に対して追加検討項目として提案する3項目については、検討のポイントに関する説明がなされた。

資産の除去債務については、有形固定資産の取得価額に計上(その後の減価償却額にも影響を及ぼす)するとともに、負債として計上するかどうかの、債務の早期認識の必要性を検討する。また、国際会計基準と米国会計基準との間で、割引率の見直しに関して扱いが異なるので、この点も検討対象となる。

工事契約については、我が国では、現行は工事完成基準と工事進行基準の選択適用を認められているが、同一の事象に対して任意選択を許容することがよいかを検討する。また、国際会計基準と米国会計基準との間で、工事契約の結果が信頼性をもって見積もることができない場合の取り扱いが異なるので、この点も検討対象となる。

金融商品の公正価値表示については、注記情報としての金融商品の時価開示について、現行の有価証券やデリバティブに加え、実務的に算定が困難な場合を除き、すべての金融商品に開示対象を拡大(貸付金、借入金、長期売掛債権等)するかどうかを検討する。

審議の結果、表記文書については、すみやかに公表することが了承された。

以上